

令和4年7月5日

市民のみなさんへ

庄 原 市

行政文書の発行について

令和4年7月5日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
熱中症予防に対するマスク着用の考え方について		新型コロナウイルス 感染症対策本部
令和4年度庄原市職員採用試験《前期》のお知らせ		総務部 総務課
庄原市立西城市民病院職員募集のお知らせ	表面	西城市民病院
つながる、つなげる事業所応援市町キャンペーン	裏面	生活福祉部 社会福祉課
令和4年度・後期 手話入門講座	表面	
令和4年度 要約筆記入門講座のご案内	裏面	
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
令和4年度庄原市二十歳を祝う会について	表面	教育部 生涯学習課
総合体育館だより	裏面	総合体育館
田園文化センターだより		田園文化センター
生きる力 支える力 ～再犯をなくせば地域はもっと豊かになる～		生活福祉部 市民生活課
令和4年 広島県夏の交通安全運動		総務部 危機管理課

※各戸配布一覧は裏面にあります

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当
広報しょうばら7月号		総務部 行政管理課
高自治振興センターだより(高地区のみ)		高自治振興区
ふれあい掲示板(北地区のみ)		北自治振興区

◎ 行政文書のお問い合わせについて

市役所内の各課・センター・室・局・係へ直接電話できる直通電話を設置しています。

電話番号をご確認のうえ、担当課へ直接お問い合わせください。

〒727-8501 庄原市 総務部総務課総務法制係

電話番号 (0824)73-1123(直通) FAX (0824)72-3322

庄原市ホームページアドレス <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

庄原市電子メールアドレス shobara@city.shobara.lg.jp



熱中症予防に対する マスク着用の考え方について

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症予防対策の取り組みにご協力いただきありがとうございます。

県内では庄原市を含め、感染症患者の発生は一定の落ち着きが見られますが、今後の感染拡大を防ぐためにも、継続した感染予防対策の取り組みが重要です。

そうしたなかで、**これから気温・湿度が高くなる時期になり、マスクを着用していると熱中症のリスクが高くなること**が懸念されます。

熱中症予防の観点から、国は専門家の意見も踏まえ「マスク着用の考え方」を示し、**裏面のリーフレット(厚生労働省作成)**のとおり、**屋外・屋内でマスクを着用する必要がない場面**が示されています。

基本的な感染症対策としてのマスク着用の位置づけが変更されたものではありませんが、熱中症予防のために人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場面などにおいては、マスクを外すことが推奨されています。

問い合わせ

庄原市 新型コロナウイルス感染症対策本部 統括部

電話(0824)73-1138 FAX(0824)72-3322

メールアドレス shobara@city.shobara.lg.jp



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど



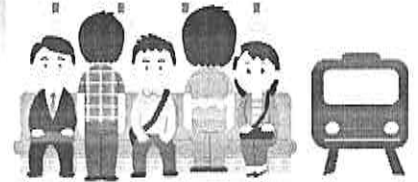
徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする



会話をほとんど行わない



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



令和4年度庄原市職員採用試験《前期》のお知らせ

★庄原市では次のような職員を求めています。

「市民起点」：自治振興区などを通じた地域活動に積極的に参画し、市民との協働に努める職員
「経営感覚」：組織のミッションを理解し、それを実現するための最善の方法を導き出せる職員
「自律と創造」：失敗を恐れずに新たな課題に果敢に挑戦していく職員

● 第1次試験日程等

試験日 令和4年 8月28日(日)

申込受付期限 令和4年 7月26日(火)

● 採用職種、採用予定人員及び応募資格

各職種について、応募資格のすべてを満たす人が受験できます。

職種	応募資格	採用予定人員
一般事務職A	①平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②令和5年4月1日から勤務が可能な人	若干名
一般事務職B	①平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ②令和5年1月1日から勤務が可能な人	若干名
技術職(建築)	①昭和62年4月2日以降に生まれた人 ②1級もしくは2級建築士の資格を有する人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人 ③令和5年4月1日から勤務が可能な人	若干名
保健師	①昭和62年4月2日以降に生まれた人 ②保健師の資格を有する人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人 ③令和5年4月1日から勤務が可能な人	若干名
保育士	①平成4年4月2日以降に生まれた人 ②保育士の資格を有する人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人 ③令和5年4月1日から勤務が可能な人	若干名

※ 応募資格に係る注意

- ・1受験者につき1職種のみ受験できます。
- ・技術職(建築)、保健師、保育士の職種は、資格を有する人又は資格を取得する見込みの人でないと応募できません。もしその資格を、上記表に記載する日までに取得することができない場合は、正式採用される資格を失います。

※令和5年3月31日までに高等学校を卒業見込みの人も受験可能な採用試験《後期》を、別日程(令和4年10月16日)で実施します。採用試験《後期》の詳細は8月頃にホームページ等でお知らせします。

● 申込手続

(1) 試験案内・申込書の入手方法

ア 配布場所：庄原市総務部総務課職員係、各支所総務室

イ インターネットの利用：庄原市ホームページに掲載中の試験案内から印刷してください。

ウ 郵送による請求：庄原市総務部総務課職員係(〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号)あてに返信用封筒を同封してご請求ください。

- ・庄原市総務部総務課職員係あての封筒の表には「試験資料請求」

と朱書きしてください。

- ・返信用封筒（角形2号：縦33.2cm×横24cm）にはあて先を明記し、120円切手を貼ってください。

(2) 提出書類

申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せて庄原市総務部総務課職員係へ提出してください。

(3) 申込受付期限

令和4年7月26日(火)

受付事務は午前8時30分から午後5時15分まで行います。(土・日・祝日を除く)

郵送の場合は7月26日(火)消印有効

● 試験の方法

試験は第1次試験～第3次試験とし、第2次試験以降については第1次試験の合格者について行います。

【第1次試験】

試験日：令和4年8月28日(日) ※受付は7時45分から

試験会場：①庄原市ふれあいセンター（庄原市西本町四丁目5番26号）

②庄原市役所本庁舎（庄原市中本町一丁目10番1号）

のいずれかの会場で行います。

試験科目：教養試験、作文試験、性格特性検査

【第2次試験】

試験日：令和4年10月上旬

試験内容：集団面接試験

詳細：第2次試験の会場、時間等の詳細は、第1次試験合格通知等によりお知らせします。

【第3次試験】

試験日：令和4年10月下旬

試験内容：個別面接試験

詳細：第3次試験の会場、時間等の詳細は、第2次試験合格通知等によりお知らせします。

● 採用予定年月日

➤ 令和5年1月1日採用予定…「一般事務職B」

➤ 令和5年4月1日採用予定…「一般事務職A」、「技術職（建築）」、「保健師」、「保育士」

● 問い合わせ先

庄原市総務部総務課職員係 電話 (0824) 73-1122 (ダイヤルイン)

メール soumu-shokuin@city.shobara.lg.jp

FAX (0824) 72-3322

詳しくは、「令和4年度庄原市職員採用試験《前期》案内」をご覧ください。

庄原市ホームページ、Facebook ページ「庄原いちばん ええね！」に掲載中

※採用試験《後期》(令和4年10月16日実施予定) についての詳細は、8月中に市ホームページなどでお知らせをします。

試験案内ページへ↓



庄原市立西城市民病院職員募集のお知らせ

庄原市立西城市民病院職員採用試験を次のとおり行います。



● 試験日 令和4年8月25日(木)

● 申込受付期間 令和4年7月5日(火)

～ 令和4年8月12日(金)まで

● 採用職種、採用予定人員及び応募資格

職 種	採用予定人員	応 募 資 格
薬剤師	1名	・ 薬剤師の資格を有する人 ただし、昭和42年4月2日以降に生まれた人
看護師又は准看護師	若干名	・ 看護師又は准看護師の資格を有する人 ただし、昭和42年4月2日以降に生まれた人

● 申込手続

(1) 提出書類・申込書の配布場所

① 申込用紙 庄原市立西城市民病院医療総務係にあります。西城市民病院ホームページからダウンロードできます。

【ホームページアドレス】 <http://saijyo-hospital.jp/>

② 履歴書1部(市販の履歴書に自筆で詳細に記入し、最近3か月以内に撮影した脱帽上半身の写真を貼付してください。)

③ 免許証の写し

(2) 提出先

申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せて庄原市立西城市民病院へ提出してください。

(3) 申込受付期間

令和4年7月5日(火)～ 令和4年8月12日(金)まで

※8:15～17:00(土・日・祝日を除く) ※郵送の場合は令和4年8月12日必着のこと

● 試験の方法

試験日：令和4年8月25日(木)13時 受付開始

試験会場：庄原市立西城市民病院(庄原市西城町中野1339番地)

試験科目：作文試験及び個別面接試験

● 採用予定年月日

令和4年10月1日採用予定

● 問い合わせ先

庄原市立西城市民病院事務局医療総務係

電話 (0824) 82-2611

FAX (0824) 82-2012

e-mail: saijyou-hospital-soumu@city.shobara.lg.jp

詳しくは、「庄原市立西城市民病院職員募集要項」をご覧ください。

募集要項は、庄原市立西城市民病院ホームページに掲載しています。また、庄原市立西城市民病院事務局医療総務係にあります。

～広げよう、障害者福祉事業所を応援する輪～

つながる、
つなげる

事業所応援

市町キャンペーン

商品申込期間：令和4年6月28日(火)～7月26日(火)

*申込期間の詳細や商品のお届け日等はサイト内でご確認ください。

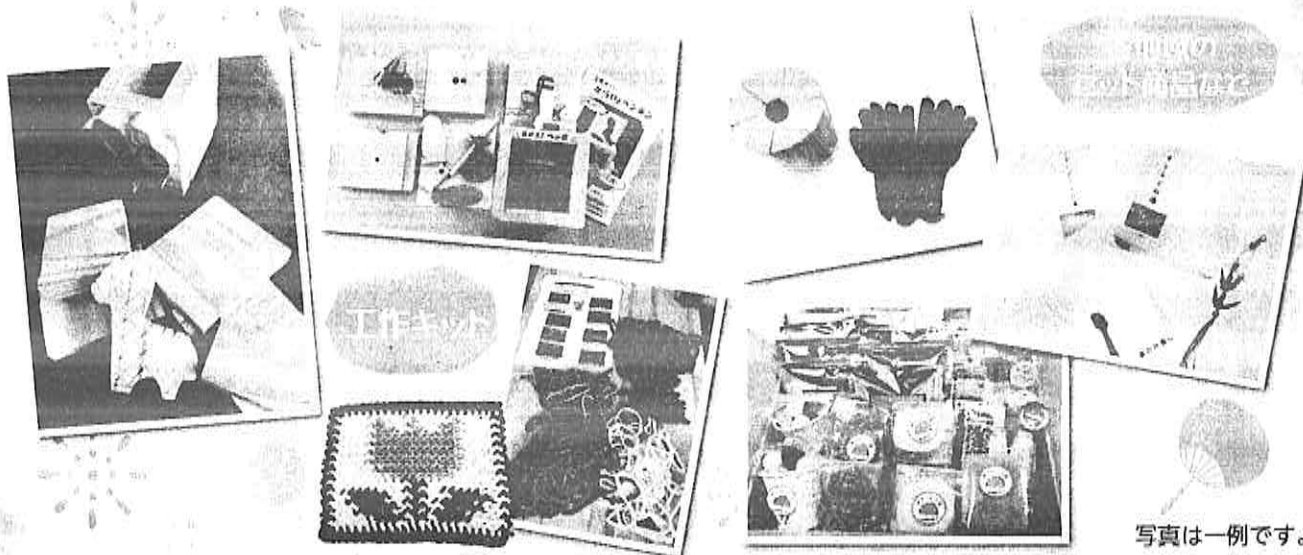
障害者福祉事業所では、コロナ禍で思うように活動できない日々につけず、障害のある人たちが技術を伸ばし、自分たちが作っている商品でお客様が笑顔になってもらえるような、そんな商品づくりに取り組んでいます。普段は遠くて買えない商品や知らなかった商品も、この特設サイトを通じて知っていただき、皆様に楽しみながら、事業所を応援いただければと、夏のギフトにぴったりの商品や子どもと一緒に楽しめる工作キット等をご用意しています。

特設サイト
OPEN!!



<https://hwpc.stores.jp/> 特設サイトはこちら↑

私たちの考えた“とっておきの夏ギフト”をお届けします！



写真は一例です。

キャンペーン特典

購入者全員にプレゼント

商品にもれなく1品ついてきます。(どの商品が付いてくるかお楽しみに！色、柄もお任せください)



送料

全国一律 300円

2,000円以上お買い上げの方は無料

タオルハンカチ、
コーヒー(ドリップ)、シール、
つまようじ入れ、メモ帳(80枚)、
クリップ(3個)など

- 主催：広島県 ●協力：県内市町 ●運営主体：(公社)広島県就労振興センター
- キャンペーンに関するお問い合わせ先：(公社)広島県就労振興センター：TEL (082) 252-3100

オンラインでの商品申込が難しい場合：ふれ愛プラザ(紙屋町シャレオ)店頭での申込みが可能です。ご利用ください。

お問い合わせ先：庄原市生活福祉部社会福祉課障害者福祉係 TEL(0824)73-1210 FAX(0824)75-0245 メール fukushi-yougai@city.shobara.lg.jp

令和4年度・後期

手話入門講座

言語・聴覚に障害のある人との円滑なコミュニケーションを目的に、次のとおり「手話入門講座」を開催します。

障害者の福祉増進にご理解をいただき、多くの市民の皆様にご受講いただきますようご案内します。

- ◆ 主催 庄原市
- ◆ 主管 手話サークル「わかくさ」
- ◆ 後援 庄原市身体障害者連合会 庄原市社会福祉協議会
- ◆ 日時 令和4年7月9日～9月24日まで
毎週土曜日13時～15時まで 計10回
- ◆ 場所 庄原市保健福祉センター
- ◆ 受講料 無料 ※テキスト代（実費300円）が必要です。
- ◆ 指導 手話サークル「わかくさ」のみなさん
- ◆ 内容 手話法の実技
- ◆ 日程



第1回	7月9日	第6回	8月27日
第2回	7月16日	第7回	9月3日
第3回	7月23日	第8回	9月10日
第4回	8月6日	第9回	9月17日
第5回	8月20日	第10回	9月24日

※ 開講式は7月9日の13時から、閉講式は9月24日の15時から行います。

※ 受講終了者には、手話講習カードが交付されます。

※ 事前申込は不要です。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策によっては、本講座は日程の変更または、中止になる場合があります。

お問い合わせ 庄原市 生活福祉部 社会福祉課 障害者福祉係
TEL 0824-73-1210 FAX 0824-75-0245
Mail fukushi-syougai@city.shobara.lg.jp



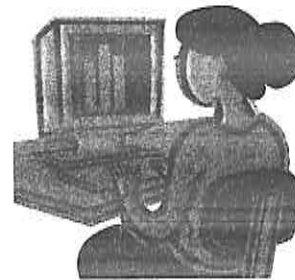
令和4年度 要約筆記入門講座のご案内

要約筆記とは・・・

講演、会議、集会等の場において、難聴者（耳の聞こえない・聞こえにくい方）を対象に、パソコンや手書きにより、話者の話を文字情報（短い要約文）に変えスクリーンに映し出す、または難聴者の横で紙などに書いて伝える作業をすることです。

入門講座ではパソコンでの要約筆記を行います。

下記の日程で開催いたしますので、皆さんの受講をお待ちしています。



※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策によっては、本講座は日程の変更または中止になる場合があります。

- 日 時 毎月第2、第4土曜日 13:30~16:00
(変更になる場合があります。)
- 場 所 庄原市ふれあいセンター（庄原市西本町四丁目5-26）
- 受 講 料 無料
- 申し込み先 庄原市要約筆記サークル「銀の鈴」藤原

TEL 0824-72-4527

※参加しようと思われる方は、あらかじめ連絡をお願いします。

※体験受講や途中参加も歓迎します。

- 主 管 庄原市要約筆記サークル「銀の鈴」
- 共 催 庄原市身体障害者連合会 庄原市社会福祉協議会
- 問い合わせ先 庄原市 生活福祉部 社会福祉課 障害者福祉係

TEL 0824-73-1210

FAX 0824-75-0245

Mail fukushi-syougai@city.shobara.lg.jp



環境しょうばら

No. 4

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和4年7月5日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo- selsaku@city.shobara.lg.jp

犬・猫の飼養マナー

ペットを飼うということは、「命を預かる責任」と「社会に対する責任」を持つということです。飼い主になったら、ペットが健康で安全に暮らせるようにするとともに、周囲に迷惑を掛けないための配慮も必要です。ペットの本能や習性を理解し、家族同様の愛情を注いで飼うようにしましょう。

飼い主に守ってほしい6か条

- ① **習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう**
ペットに関する正しい知識を持ち、適切な飼い方をしましょう。
- ② **一人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう**
正しいしつけや訓練を行い、人の迷惑にならないように飼いましょう。ペットの鳴き声や排泄物によって周辺の生活環境を悪化させないなどの配慮も必要です。散歩の際は、排せつ物を必ず持ち帰りましょう。
- ③ **むやみに繁殖させないようにしましょう**
管理できない数ほど繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置を行いましょう。
- ④ **伝染する動物由来の感染症などの知識を持ちましょう**
正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。
- ⑤ **盗難や迷子になることを防ぐため、所有者を明らかにしましょう**
マイクロチップや名札などの標識をつけて、飼い主が誰か分かるようにしましょう。
- ⑥ **放し飼いや散歩で放すことの禁止**
柵に囲まれた自己の敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。

ペットの5つの自由

ペットも人間と同様に、生きていくのに必要な要求があります。

- ① **飢え、渇きからの自由**
動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。
- ② **痛み、負傷、病気からの自由**
ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日ごろから病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。
- ③ **不快からの自由**
清潔で安全な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。
- ④ **本来の行動がとれる自由**
飼い主は、それぞれの動物が本能や習性にあった動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。
- ⑤ **恐怖、抑圧からの自由**
飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応を取りましょう。

(動物の5つの自由参考：環境省 HP)

生ごみ処理機器購入補助金のご案内

市では生ごみ処理機器（コンポストなどの生ごみ処理容器または電動処理機などの生ごみ処理機）を購入し、設置した方に補助金を交付しています。生ごみ処理機器を使用すると、ごみの減量化だけでなく再資源化もでき、よりよい環境づくりに貢献できます。


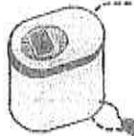
補助金の概要

問い合わせ先

環境政策課 0824-72-1398

■ 補助対象となる機器

・ 生ごみの処理及び資源化等を行う機器

コンポスト	電動処理機
ごみを処理するため、微生物等を利用し、堆肥化させる機能を有する容器	生ごみを電機的に処理し、減量又は堆肥化させる機能を有する機器
 <ul style="list-style-type: none">● 生ごみを堆肥にリサイクル● 落ち葉や枝なども堆肥化	 <ul style="list-style-type: none">● 臭いがなくなり、キッチンが清潔に● ごみ処理量の削減に貢献

■ 補助金額

- ・ 処理機器購入費の2分の1（100円未満切捨て）
- ・ 補助金上限額… 16,000円

■ 注意点

- ・ 購入後はやむを得ない事情がある場合を除きすみやかに申請をすること
- ・ クレジットカードで購入の場合は、購入店にて別に領収書を発行してもらうこと

■ 必要書類 ○…市が用意した様式 ●…ご持参いただくもの

- | | |
|----------------|---|
| ○申請書 | ●印鑑 |
| ○同意書 | ●カタログ等（購入機器の仕様がわかる書類） |
| ○位置図（設置場所の位置図） | ●設置状況を写した写真 |
| ○請求書 | ●領収書
（購入年月日、金額、購入者名、購入機器、販売者名が分かるもの） |
| | ●通帳など振込先がわかるもの |

※予算がなくなり次第終了です。

環境標語（令和3年度環境標語コンクール）

ぼくたちが しぜんをまもる ヒーローだ

庄原小学校4年 水間 諒



令和4年度庄原市二十歳を祝う会を開催します！



令和4年度庄原市二十歳を祝う会を、次の日程で開催します。

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。昨年度まで、20歳を対象にしていた庄原市成人式は、名称を「庄原市二十歳を祝う会」に変更し、従来どおり20歳を対象として開催します。

20歳を迎える皆さまの参加をお待ちしています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、20歳を迎える方だけの参加とします。また、状況によりオンライン開催（録画配信）とする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ◆と き 令和4年8月15日（月）
10時～（受付9時20分～）
- ◆ところ 庄原市総合体育館
（庄原市西本町四丁目3番2号）
- ◆対象者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた、市内在住又は庄原市出身の人。
- ◆申し込み
式の詳細については、今後、対象者に別途連絡いたします。
ただし、次に該当する人には案内状が送付できませんので、生涯学習課又は各支所教育室へ事前にお申込みください。
 - 現在、庄原市に居住しているが、庄原市に住民登録をしていない人
 - 庄原市の出身で、庄原市以外に住民登録をしている人
 - 7月1日以降に、庄原市に転入（住民登録）する人

《問い合わせ》

生涯学習課生涯学習係：TEL 0824-73-1188 FAX 0824-73-1254
電子メール syogaigakusyuu@city.shobara.lg.jp
西城教育室：TEL 0824-82-2121 比和教育室：TEL 0824-85-2111
東城教育室：TEL 08477-2-5111 総領教育室：TEL 0824-88-2111
口和教育室：TEL 0824-87-2111
高野教育室：TEL 0824-86-2111

総合体育館だより

令和4年7月5日発行

庄原市総合体育館
管理者 庄原市総合サービス(株)
TEL(0824)72-8000 / FAX(0824)72-8001
sakura-arch@guitar.ocn.ne.jp

庄原市教育委員会教育部
生涯学習課生涯学習係
TEL(0824)73-1188 / FAX(0824)73-1254
syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp

ホームページ

twitter

LINE
公式アカウント

Facebook



soutei.sakura.ne.jp

@shobara1993

@166bbqjr

@shobara.gym



スポーツ教室開講のお知らせ

秋ヨガ教室



【実施日】 7月 25日 8月 1日 8日 22日 29日 9月 5日 12日 26日

【時間】 1部 9:10~10:00 2部 10:10~11:00 3部 11:10~12:00

【場所】 総合体育館 武道場 【対象】 18歳以上の女性

【参加費】 1,000円/1回

【持参物】 ヨガマット他

月曜日・全8回

テニス教室

【実施日】 8月 18日 25日 9月 1日 8日 15日 22日 29日 10月 6日

【時間】 19:30~21:30

【場所】 庄原市テニスコート

【対象】 中学生以上の初心者から中級者

【参加費】 2,000円/全8回

【持参物】 テニスシューズ・テニスラケット他(ラケットは貸出用もあります)

木曜日・全8回

※雨天順延

おやこdeリズムジャンプ教室

【実施日時】 7月17日(日) 10:00~10:45

【場所】 総合体育館 武道場

【対象】 幼児から小学生と保護者

【参加費】 1,000円(1家族あたり)

【持参物】 タオル、屋内用シューズ他

リズム感を高めることで、運動能力を向上させる新感覚の能力開発トレーニングです。判断力や集中力向上にもつながります。

コアコンディショニング教室

【実施日時】 9月4日(日) 15:00~16:00

【場所】 総合体育館 第2会議室

【対象】 小学生以上

【参加費】 700円

【持参物】 タオル、屋内用シューズ他

身体の土台となる中心部分「コア」を意識的に整えることで、日常生活や運動のパフォーマンスを向上させます。

お申込・お問合せ ☎ 0824-72-8000 ✉ sakura-arch@guitar.ocn.ne.jp

●各教室とも定員になり次第締め切ります ●詳細はホームページ、フライヤー等でご確認ください

生涯学習課 田園文化センター係
 〒727-0013
 庄原市西本町2-20-10
 TEL 0824-72-1159
 FAX 0824-72-1619
 E-mail:
 bunka-center@city.shobara.lg.jp

田園文化センターだより

第201号 令和4年7月5日

★★

夏休み学習室 開設のお知らせ

- ◆開設場所 庄原市田園文化センター 2階多目的ホールB
- ◆利用対象者 庄原市立図書館の利用者カードをお持ちの中学生、高校生、大学生
- ◆開設期間・時間 令和4年7月21日(木)～8月25日(木) 午前10時～午後5時
 ※休館日(月曜日)及びその他多目的ホールBで行事のある日を除きます。
 なお、行事で使用できない日については電話にてお問合せください。

◆利用席数 12席

◆利用方法

- ①1階の図書館の受付カウンターで図書館利用者カードを預かります。
- ②席の番号札を渡しますので、利用者は所定の番号の席を利用してください。
- ③利用終了時に席の番号札を、受付カウンターにお返しください。
- ④図書館利用者カードをお返しします。

★★

2022年 7月～8月 でんぶん休館日カレンダー

2022年 7月						2022年 8月						
日	月	火	水	木	金	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31		
31												

- ・開館時間は10:00～19:00です。
- ・休館日は月曜日(祝日の場合は直後の平日)です。

7月・8月の行事予定

☆7月からの「おはなし会」の日程

	7月の「おはなし会」	8月の「おはなし会」
テーマ	ほし	なつ
日付	7月9日(土)	8月13日(土)
時間	13:30～	13:30～
会場	庄原市田園文化センター 2階 多目的ホール	

※ご希望の方は、当日会場にお越しください。

☆7月からの絵本無料配布の日程

	4ヶ月児育児相談	1歳6ヶ月健診
日付	7月25日(月)	7月20日(水)
時間	13:00～14:30	13:30～15:00
場所	庄原保健福祉センター	庄原保健福祉センター

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、行事を延期または中止とする場合がございます。ご了承ください。

「夜のおはなし会」を実施します!



(※写真は、前回開催した時の様子です。)

庄原市田園文化センターでは、おはなしのいずみによる「夜のおはなし会」を下記のとおり実施いたします。

☆日時 7月22日(金) 午後7時～午後8時

☆場所 庄原市立図書館(1階)

☆ご希望の方は当日会場にお越しください

本年は2年ぶりの開催となります。関係者一同、ご参加の皆様とお会いできるのを心より待ち望んでおります。少しでも、ご興味のある方は、ぜひお越しください。この機会にいつもとは少し違った雰囲気「おはなし会」を味わってみませんか?

「おはなし会」のちらしの絵に色をぬった方は、図書館カウンターまでお持ちください。

「おはなし会ぬりえコーナー」に掲示します。

新着図書案内

インターネット予約が便利です！

これまでは、貸出中の資料のみ予約可能でしたが、すべての資料（禁帯出除く）が予約できるようになっています。臨時休館中でも予約された資料は貸し出します。図書館のHPから、ぜひご利用ください。

〔図書館HP〕 <http://www.shobara-lib.jp/>

新しい本が入りました！



えほん

世界の市場	マリヤ バーハレワ／文
しっかりママにつかまって！	市川 里美／作
パンダのんびりたいそう	いりやま さとし／作
ちびちびパンダ	みやにし たつや／作絵
くみたて	田中 達也／作
きょうは選挙の日。	塚本 やすし／作
111本の木	リナ シン／文

一般書

絶滅へようこそ	稲垣 諭／著
佐久間亘行のずい仕事術	佐久間 亘行／著
ロシア点描	小泉 悠／著
私の老後私の年金	長尾 義弘／著
母親になって後悔してる	オルナ ドーナト／著
百花帖	雨宮 ゆか／著
水上バス浅草行き	岡本 真帆／著
あるじなしとて	天津 佳之／著
両手にトカレフ	ブレイディみかこ／著
スパイコードW	福田 和代／著
朽ちゆく庭	伊岡 瞬／著
あきらめません！	垣谷 美雨／著
広重ぶるう	梶 よう子／著
子宝船	宮部 みゆき／著
信仰	村田 沙耶香／著
棘の家	中山 七里／著
カレーの時間	寺地 はるな／著
この世の真実が見えてくる	井上 ひさし／著
夜の少年	ローラ プティマンザン／著

児童書

キャラ絵で学ぶ！三国志図鑑	伊藤 賀一／監修
捨てないパン屋の挑戦	井出 留美／著
今から身につける「投資の心得」	八木 陽子／監修
理系の職場 1	こどもくらぶ／編
ブラックホールってなんだろう？	嶺重 慎／文
12歳までに知っておきたい語彙力図鑑	齋藤 孝／著
しゅくだいドッジボール	福田 岩緒／作 絵
ふしぎ駄菓子屋銭天堂 17	廣嶋 玲子／作
あそび室の日曜日	村上 しいこ／作
生まれかわりのポオ	森 絵都／作
りんごの木を植えて	大谷 美和子／作

10代のみなさんへ！YA（ヤングアダルト）

13歳からの著作権	久保田 裕／監修
12歳から始めるあがらない技術	鳥谷 朝代／著
13枚のピンぼけ写真	キアラ カルミナーティ／作

新着図書の一部を紹介します。

新着図書は館内のOPAC（オーパック）やご自宅のインターネットでも検索できます。

〔図書館HP〕 <http://www.shobara-lib.jp/>

生きる力 支える力

再犯をなくせば地域はもっと豊かになる

しあわせ
「幸福の黄色い羽根」は、
犯罪や非行のない
幸福で明るい社会を
願うシンボルです。



なつて
相談のよろよ!

一緒に
働こう!

一人で
抱え込まないで!

元気なの?
ちゃんと食べてる!

僕らは
もう出たよ!

庄原市生活福祉部市民生活課市民生活係
TEL : 0824-73-1154 FAX : 0824-73-1247
Mail : simin-seikatsu@city.shobara.lg.jp

安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える「更生保護」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないように、様々な立場から見守り、更生を支援する「更生保護ボランティア」の活動にご理解をいただき、力をお貸しください。



法務省ホームページへリンクします。

ご存知ですか? 罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

仕事がない

再犯時に約7割※は無職

無職者 69.6%

有職者 30.2%

居場所がない

再犯時に約2割※は住所不定

住居不定 18.6%

定住 79.4%

※刑務所等入所者に関するデータ

犯罪や非行からの

再出発を支える地域の5つの仕組み

2 帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。



1 相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。



3 働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。



5 優しく見守る人がいる

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。



4 先輩・友人がいる

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラへ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間です。



お問い合わせは
お近くの保護観察所まで



法務省保護局
公式ツイッター



法務省保護局
公式Instagram



法務省YouTube
チャンネル



令和4年 広島県

夏の交通安全運動

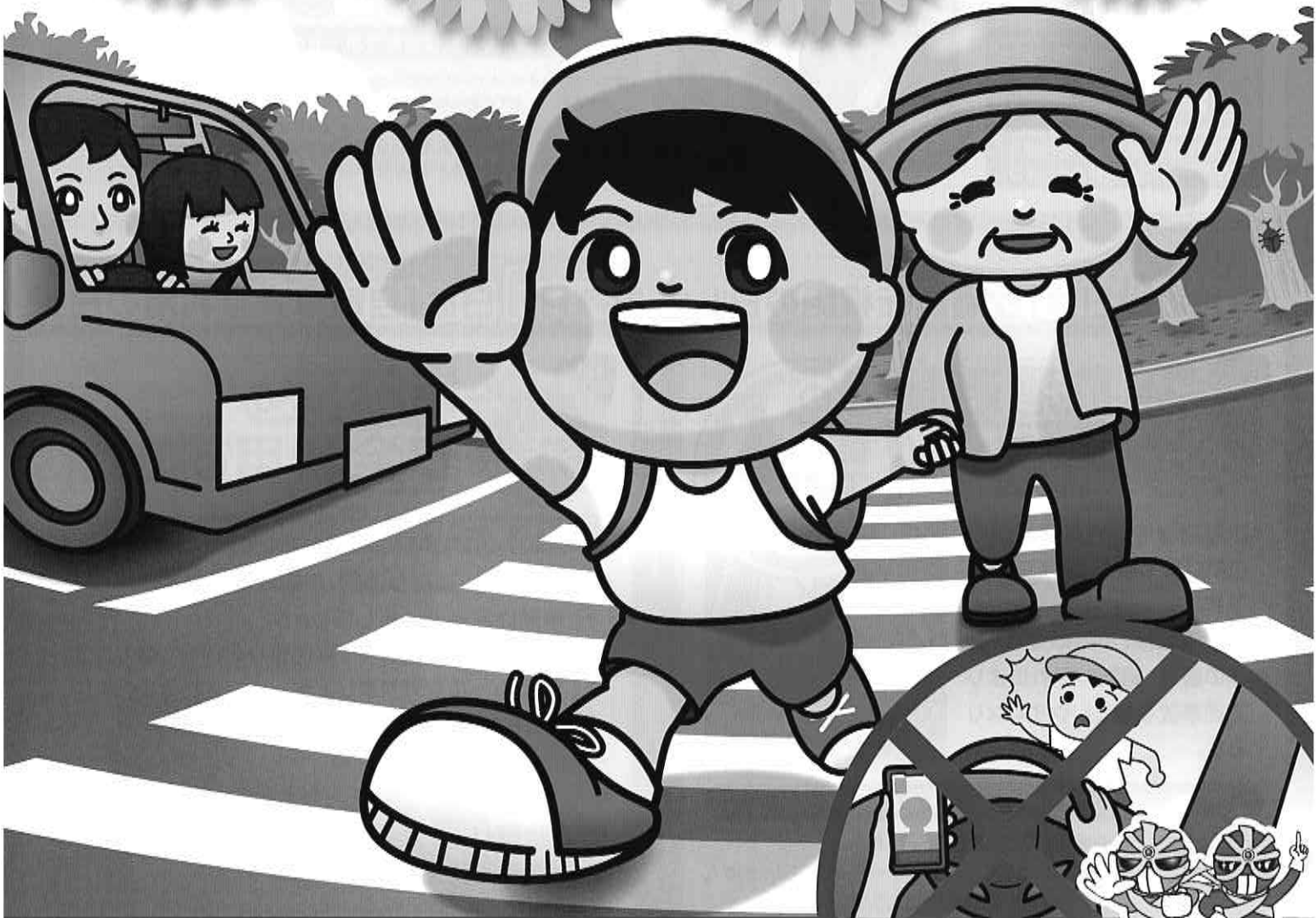
令和4年 7月11日月~20日水

歩行者の
安全な通行の
確保

高齢運転者の
交通事故防止

飲酒運転等の
根絶

自転車の
安全利用の
推進



令和4年 広島県交通安全年間スローガン

ゆるさない ハンドル・スマホの 三刃流

広島県警察反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン」
「キラリ☆ウーマン」

庄原市 総務部 危機管理課 電話(0824)73-1206

E-mail kiki@city.shobara.lg.jp FAX(0824)73-1515

毎月10日は「高齢者の交通安全の日」



歩行者の安全な通行の確保

横断歩道は歩行者優先です。

車両の運転者は、横断歩道に近づいたときは、明らかに歩行者がいらない場合を除いて、減速しなければいけません。

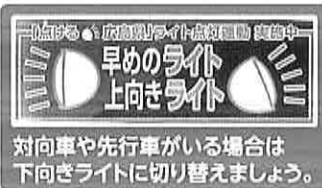
夜間、歩行者は明るい服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用して、交通事故から身を守りましょう。

車両を運転するときは、早めにライトを点灯し、上向きライト（ハイビーム）を活用して交通事故を防ぎましょう。

横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。



広島県警察
及び交通安全協会セフター
「キラリ☆マン」



対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。



高齢運転者の交通事故防止



高齢者の方が多くなる交通事故は、加齢が多いためです。

交通事故を起こしたり、交通事故の被害に遭わないために、加齢に伴う身体機能の変化等について把握しましょう。

体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。

自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

高齢運転者の方へ

- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車「サボカー」を検討しましょう。
- 70歳以上の運転者は高齢者マークを使用しましょう。



- セーフティサポートカー（サボカー）とは衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。
- セーフティサポートカー（サボカー）とは衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。



毎月20日は「飲酒運転根絶の日」



飲酒運転等の根絶

飲酒運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険な犯罪です。

飲酒運転は、反応の遅れ、動作の遅れ、判断の遅れにより交通事故を起こしやすくなります。



ハンドルキーパー運動の推進

自動車仲間と飲食店等へ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるようにしましょう。



飲酒運転根絶宣言店 募集中！

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。

詳しくは広島県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuwanzen290426.html>



毎月1日は「自転車安全利用の日」



自転車の安全利用の推進

自転車安全利用5原則を守りましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外です。
- 2 車道は左側を通行しましょう。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
- 4 安全ルールを守りましょう。
- 5 子どもはヘルメットを着用しましょう。

薄暮時等は、早めにライトを点灯しましょう。



自転車の損害賠償責任保険等に参加しましょう。

損害賠償責任保険等は、自転車利用者向けの賠償責任保険以外にも、自動車の任意保険、火災保険、傷害保険、共済、会社等の団体保険、クレジットカードやTSマークに付帯する保険などがあります。